

# 東山梨行政事務組合火災予防条例の一部が改正されました

本改正は平成25年8月に京都府福知山市の花火大会会場で発生した、死者3名、負傷者56名を出した火災を踏まえ、①多数の者の集合する屋外での催しの開催に際し、②対象火気器具等を使用する場合に消火器の準備や消防署への届出を義務付けたものです。

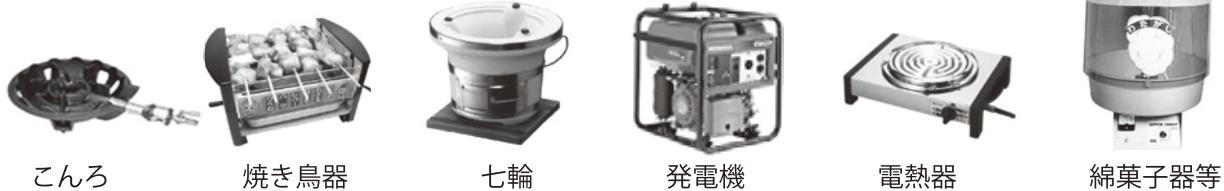
## ① 「多数の者の集合する屋外での催し」とは

祭礼、縁日、花火大会、展示会、区や自治会等で開催する縁日、キャンパスを開放して行う学園祭等、一定の社会的広まりを有するものを対象としています。したがって、友人同士等のバーベキュー、保育園等で父母が主催するもちつき大会のように、相互に面識のある者同士が集合し行う催しは規制の対象外となります。

## ② 「対象火気器具等」とは

液体燃料、固体燃料、気体燃料、電池を熱源とするもの等、その使用に際し火災発生のおそれのある器具等をいいます。

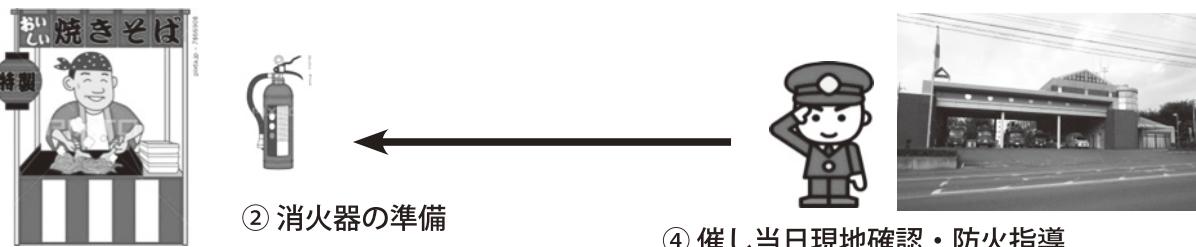
### 【例示】



## 対象火気器具を使用する露天等の開設届出

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外における催しに際し、対象火気器具を使用する露天等を開設する場合は、事前（おおむね5日前まで）に管轄する消防署長に届出（露天等開設届出書）をしなければなりません。

①「露天等開設届出書」作成 → ③届出 → 所轄消防署



※届出は、当該催しを主催する者、露天等の開設を総括する者等が取りまとめて提出すること。

## 住宅用火災警報器の交換時期を確認しましょう！

おおむね10年をめどに、機器の交換をおすすめします。

住宅用火災警報器は、本体のセンサー等の寿命により、交換が必要になる場合があります。機器に交換時期を明記したシールが貼ってあるか「ピー」という音などで交換時期を知らせてくれます。そのめどがおおむね10年です。詳しくは購入時の取り扱い説明書を確認してください。

